

# チケット申請の流れ



## 本制度の目的と趣旨

本制度は、南九州市内にいる飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を先行して実施することで、これ以上の繁殖を防止し、処置が施された猫を「地域猫」や「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫を原因とする生活環境被害の軽減や殺処分の減少に寄与することを目的としています。

「無料で手術ができる」と相談を受けることがあります、「一代限りの猫を適切に管理する」責任の所在を明確にし、周囲の理解を得ながら、生涯を看取ることが制度の趣旨です。

状況によっては、手術が最良の手段とは限りません。お困り事も含めて一度相談していただき、解決に向けて一緒に考えていきましょう。

### 申請の前に

1

#### 事前相談

##### チェック項目

- 地域住民への説明・理解
- 責任主体
- 猫の適正管理
- 捕獲や運搬



毎月25日〆

2

#### 申請書提出

##### チェック項目

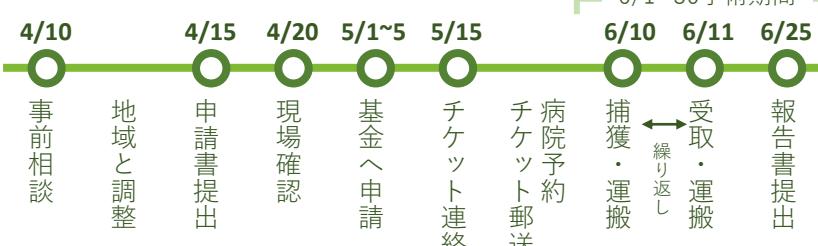
- 申請書類の提出
- 現場確認

- ・「可哀そだから、と外の猫に餌をやっている」「その猫が子猫を産んでしまった」など、飼い主のいない猫に関するお困り事としてよく伺う声です。
- ・解決にあたっては様々な方法がありますが「地域にいる飼い主のいない全ての猫に不妊去勢手術を施して地域住民が管理をする」場合、申請者に以下の事項を取りまとめていただく必要があります。
  - 近所の方や自治会長等へ説明し、理解と承諾を得ておく
  - 当活動における責任の所在を明確にする
  - 「自分が不在時に誰が管理するか」を決めておく
  - 猫の頭数の把握及び手術時の捕獲・運搬を誰が行うか（※1）
- ・相談の際は、市民生活課生活衛生係まで（0993-56-1111）



### 手術までのスケジュール

例) 4月に申請した場合



（※1）捕獲・運搬は申請者で行っていただきます。捕獲機の貸出も行ってますので、御利用ください。

